

青森県報

第二千五百五十六号

平成十五年四月四日(金曜日)

目次

告示	字区域の変更……………	(市振興課)	一
	生活保護法による指定医療機関の廃止の届出……………	(健康福祉課)	二
	生活保護法による医療機関の指定……………	(同)	二
	結核予防法による医療機関の指定……………	(健康医療課)	二
	結核予防法による指定医療機関の指定の辞退……………	(同)	三
	保安林の指定予定……………	(林政課)	三
	保安林の指定施業要件の変更予定……………	(同)	三
	基本測量の実施……………	(監理課)	四
	基本測量の終了……………	(同)	五
	都市計画事業計画の変更認可……………	(都市計画課)	六
右	同……………	(同)	六
公 告	深浦港臨港地区の決定……………	(港湾空港課)	七
	川内港臨港地区の決定……………	(同)	八
	建設業者の許可の取消し……………	(五所川原 県土整備 事務所)	八
右	同……………	(同)	九
	公安委員会……………		

型式の検定適合遊技機……………

(生活安全
企画課) …… 九

告 示

青森県告示第二百五十五号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、平内町長から平内町の字の区域を次のとおり変更する旨の届出があったので、同条第二項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県知事 木 村 守 男

東津軽郡平内町大字盛田字石神山国有林四二六林班か₂小班、た小班で、測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十一条第一項第一号の規定による国土交通省告示(平成十四年告示第九号)で定められた平面直角座標第十系を用いて得た次の左九から左八ホ一までの点を順次連結する線及び左九の点と左八ホ一の点を結ぶ線で囲まれる区域を字堤ヶ沢に編入する。

左九	点	X座標	+ 一〇三三六六・二九メートル
		Y座標	+ 九二一九・三五メートル
左八ホ一	二点	X座標	+ 一〇三三五六・七六メートル
		Y座標	+ 九二二三・七九メートル
左八ホ一	一点	X座標	+ 一〇三三四九・二二メートル
		Y座標	+ 九二二六・八三メートル

左八ホ一 点 X座標 +一〇三三三・三七メートル
Y座標 + 九三三八・〇二メートル

青森県告示第百五十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十条の二の規定により、次の指定医療機関から廃止した旨の届出があつたので、同法第五十五条の二第二号の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	廃止年月日
工藤こども医院	青森市長島二丁目二の二三	平成二・八・三
梅原内科胃腸科医院	青森市富田一丁目一〇の二二	二・一〇・三
田中産婦人科医院	青森市花園二丁目七の二三	二・一・三
岩淵外科胃腸科医院	弘前市大字松森町六一の一	一〇・一・三
丸山クリニツク	八戸市湊高台五丁目二四の三	一・一・四
尻内醫院	八戸市一番町一丁目七の三	一三・四・三
むらかみ脳神経クリニツク	八戸市大字売市字狐窪一一の一	一四・一・三
川部医院	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田二二〇の三	一〇・七・三
桜川歯科医院	青森市桜川三丁目九の六	一三・九・五
久米田歯科医院	弘前市大字土手町三一	八・一〇・二
田面木歯科医院	八戸市大字田面木字上田面木五三の三三三	一三・五・二
有限会社ほてい堂薬局	青森市古川一丁目一六の一〇	九・三・一
フジ調剤薬局	弘前市大字富田町三丁目六の二	一・三・三

青森県告示第百五十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定により、医療扶助

のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	指定年月日
工藤こども医院	青森市長島二丁目八の六	平成二・三・一〇
梅原内科胃腸科医院	青森市富田一丁目一〇の一〇	"
医療法人誠心会田中産婦人科クリニツク	青森市花園二丁目七の二三	"
岩淵外科医院	弘前市大字松森町五三の二	"
医療法人康智会丸山クリニツク	八戸市湊高台五丁目二四の三	"
尻内醫院	八戸市一番町一丁目七の三	"
医療法人むらかみ脳神経クリニツク	八戸市売市四丁目七の七	"
川部医院	南津軽郡田舎館村大字川部字上西田二二〇の一・二	"
桜川歯科医院	青森市桜川三丁目一四の一七	"
久米田歯科医院	弘前市大字土手町三一	"
田面木歯科医院	八戸市大字田面木字上田面木五三の三三三	"
有限会社ほてい堂薬局	青森市古川一丁目一六の一〇	"
有限会社くすりの藤フジ調剤薬局	弘前市大字富田町三丁目六の二	"

青森県告示第百五十八号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第一項の規定により、同法第三十四条及び第三十五条に規定する医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第一項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
スーパードラッグアサヒ調剤薬局板柳店	北津軽郡板柳町大字福野田字常盤五四の一	平成一五・三・七
河野薬局	八戸市大字荒町一七	一五・二・五
医療法人なごみ会	上北郡東北町字上笹橋二三の八	一五・二・一
八太郎薬局	八戸市大字河原木字八太郎山一〇の六二四	一五・三・五

青森県告示第二百五十九号

結核予防法（昭和二十六年法律第九十六号）第三十六条第四項の規定により、次の指定医療機関がその指定を辞退したので、結核予防法施行令（昭和二十六年政令第百四十二号）第二条の六第二項において準用する同条第一項の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県知事 木 村 守 男

名 称	所 在 地	指 定 辞 退 年 月 日
有限会社中野調剤薬局	弘前市大字中野二丁目一の一三	平成一五・三・七

青森県告示第二百六十号

農林水産大臣から、次のとおり森林を保安林に指定しようとする旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県知事 木 村 守 男

一 保安林予定森林の所在場所

十和田市大字伝法寺字大窪一四の一（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林指定の目的

土砂の崩壊の防備

三 指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐は、択伐による。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を青森県農林水産部林政課及び十和田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第二百六十一号

農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったので、森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の規定により告示する。

平成十五年四月四日

青森県知事 木 村 守 男

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的次に掲げる告示（国有林に係るものを除く。）で定めるところによる。

昭和三十九年十月十四日農林省告示第千六百三十三号、平成二年三月十五日農林水産省告示第千三百七十八号、平成四年十二月二十八日農林水産省告示第千三百三十六号、平成七年七月二十六日農林水産省告示第千四十二号

(二) 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法

変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

(一) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的

次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るもの（国有林に係るものを除く。）に限る。）で定めるところによる。

昭和四十二年六月七日農林省告示第八百五十七号、昭和四十二年七月一日農林省告示第九百四十号、昭和六十三年八月十二日農林水産省告示第千七百七十九号、平成十年九月三日農林水産省告示第千三百七十七号

(二) 変更に係る指定施業要件

1 立木の伐採の方法
変更しない。

2 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

変更後の立木の伐採の限度並びに植栽の方法及び樹種は、次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を青森県農林水産部林政課並びに関係市役所及び町村役場に備え置いて縦覧に供する。）

青森県告示第二百六十二号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施する旨の通知があったので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第十四条第三項の規定により公示する。

平成十五年四月四日

青森県知事 木 村 守 男

一 作業種類

基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業期間

平成十五年四月十一日から平成十六年三月二十日まで

三 作業地域

青森市

弘前市

八戸市

黒石市

五所川原市

十和田市

三沢市

むつ市

東津軽郡

平内町

蟹田町

今別町

蓬田村

平館村

三厩村

鱒ヶ沢町

木造町

深浦町

森田村

岩崎村

柏村

稲垣村

車力村

岩木町

相馬村

西目屋村

藤崎町

大鰐町

尾上町

浪岡町

平賀町

常盤村

田舎館村

碓ヶ関村

板柳町

金木町

中里町

鶴田町

市浦村

北津軽郡

上北郡
小泊村
野辺地町
七戸町
百石町
十和田湖町
六戸町
横浜町
上北町
東北町
天間林村
下田町
六ヶ所村
川内町
大畑町
大間町
東通村
風間浦村
佐井村
脇野沢村
三戸町
五戸町
田子町
名川町
南部町
階上町
福地村
南郷村
倉石村
新郷村

下北郡

三戸郡

青森県告示第二百六十三号

国土地理院長から、次のとおり基本測量を実施した旨の通知があったので、測量法

(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第三項の規定により公示する。
平成十五年四月四日

青森県知事 木村守男

一 作業種類

基本測量

二 作業期間

平成十四年四月十一日から平成十五年三月二十日まで

三 作業地域

むつ市

五所川原市

黒石市

青森市

弘前市

下北郡

川内町

大間町

大畑町

東通村

風間浦村

脇野沢村

横浜町

七戸町

天間林村

東北町

野辺地町

六ヶ所村

稲垣村

岩崎村

車力村

岩木町

西目屋村

中津軽郡

西津軽郡

上北郡

相馬村

東津軽郡 平内町

蓬田村

南津軽郡 常盤村

大鰐町

碓ヶ関村

田舎館村

藤崎町

尾上町

平賀町

浪岡町

金木町

北津軽郡 中里町

青森県告示第二百六十四号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、板柳都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十五年三月二十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年四月四日

青森県知事 木村守男

一 施行者の名称

板柳町

二 都市計画事業の種類

板柳都市計画下水道事業（板柳町公共下水道）

三 事業施行期間

平成二十年十一月一日から平成二十二年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成二十年十月二十二日青森県告示第六百四十二号）の事業地に北津軽郡板柳町大字三千石字五十嵐、字里見、字宮内、字太田、

字東上林及び字西若宮を加え、大字板柳字土井、字川面、大字灰沼字玉川、字東、大字福野田字本泉、字常盤、大字太田字西上林、大字辻字松元、字福岡、大字三千石字木賊、字合吉及び字二潟地内において事業地を変更する。

青森県告示第二百六十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、五戸都市計画下水道事業の事業計画の変更を平成十五年三月二十七日認可したので、同条第二項において準用する同法第六十二条第一項の規定により次のとおり告示する。

平成十五年四月四日

青森県知事 木村守男

一 施行者の名称

五戸町

二 都市計画事業の種類

五戸都市計画下水道事業（五戸町公共下水道）

三 事業施行期間

平成七年五月二十四日から平成二十一年三月三十一日まで

四 事業地

1 収用の部分

なし

2 使用の部分

都市計画事業計画の変更認可（平成十一年十二月八日青森県告示第七百九十八号）の事業地に五戸町字狐森、字中ノ沢、字古街道長根、字正場沢長根、字中道、字下中崎、字鍛冶屋窪上三、字久蔵窪、字大渡道ノ下モ、字新蔵長根、字大渡、字下長下夕、字長下夕及び大字豊間内字地藏平を加え、五戸町字観音堂、字狐森北、字愛右後、字愛宕下夕、字愛宕丁、字追分、字古館向、字熊ノ沢、字中崎、字沢向、字正場沢、字下夕ノ沢頭及び字土井頭において事業地を変更する。

公告

深浦港臨港地区の決定

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三十八条第一項の規定により、深浦港の臨港地区を定めたので、同条第八項の規定により、次のとおり公告し、当該臨港地区の区域を縦覧に供する。

平成十五年四月四日

深浦港港湾管理者 青森県 代表者 青森県知事 木村守男

一 臨港地区の区域

1 場所

西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八四の一、八五の一、字浜町三五一、三五二の一、三五二の二、三五二の三、三五二の四、三六四の一、三六四の二、三六四の三、三六四の四、三七九、三八〇

2 区域

基点一から基点一四まで順次結んだ線、基点一四から三一〇度に引いた線及び水際線に囲まれた地域

基点一五から基点二二まで順次結んだ線、基点二二から四九度に引いた線及び水際線に囲まれた地域

基点二三から基点三〇まで順次結んだ線、基点三〇から六六度に引いた線及び水際線に囲まれた地域

ただし、西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八五の三、字浜町三〇五の一、三〇七の一、三〇七の三、三〇九の一、三一三、三一五、三一八の一、三一八の二、三二〇の一、三二〇の二、三二二の三、三二四の一、三五〇の一、三五〇の二、三五〇の三、三五〇の四、三五〇の五、三五〇の六、三五〇の七、三五〇の八、三五〇の九、三五〇の一〇、三七六を除く。

基点一 西津軽郡深浦町大字深浦字苗代沢八四の一(北緯四〇度四五分四秒、東経一三九度五五分五三秒).....一号表示杭

- 基点二 基点一から一五八度三〇分一〇三メートル.....二号表示杭
基点三 基点二から六八度三〇分六九メートル.....三号表示杭
基点四 基点三から一六〇度三〇分四〇メートル.....四号表示杭
基点五 基点四から一五二度三三メートル.....五号表示杭
基点六 基点五から一二九度三三メートル.....六号表示杭
基点七 基点六から一〇八度三〇分九三メートル.....七号表示杭
基点八 基点七から一二〇度三三メートル.....八号表示杭
基点九 基点八から一三六度二四メートル.....九号表示杭
基点一〇 基点九から一六一度三七メートル.....一〇号表示杭
基点一一 基点一〇から一八六度一四四メートル.....一号表示杭
基点一二 基点一一から一九九度三六メートル.....二号表示杭
基点一三 基点一二から二一五度一一五メートル.....三号表示杭
基点一四 基点一三から二二八度七六メートル.....四号表示杭
基点一五 基点一四から二二八度三〇分一七メートル.....五号表示杭
基点一六 基点一五から二二二度三五メートル.....六号表示杭
基点一七 基点一六から二二九度三一メートル.....七号表示杭
基点一八 基点一七から二四七度三二メートル.....八号表示杭
基点一九 基点一八から二五七度三〇分四五メートル.....九号表示杭
基点二〇 基点一九から二六八度三〇分八一メートル.....一〇号表示杭
基点二一 基点二〇から二七八度三〇分三一メートル.....一号表示杭
基点二二 基点二一から二八六度三〇分八〇メートル.....二号表示杭
基点二三 基点二二から二八六度二二メートル.....三号表示杭
基点二四 基点二三から二九九度四〇メートル.....四号表示杭
基点二五 基点二四から三一五度三〇分三九メートル.....五号表示杭
基点二六 基点二五から三三二度三〇分五三メートル.....六号表示杭
基点二七 基点二六から三三五度九八メートル.....七号表示杭
基点二八 基点二七から三八度三〇分二七メートル.....八号表示杭
基点二九 基点二八から六七度五三メートル.....九号表示杭
基点三〇 基点二九から九度三〇分二二メートル.....一〇号表示杭

3 面積

八・四一ヘクタール

二 縦覧場所

青森県国土整備部港湾空港課
鱒ヶ沢県土整備事務所

川内港臨港地区の決定

港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）第三十八条第一項の規定により、川内港の臨港地区を定めたので、同条第八項の規定により、次のとおり公告し、当該臨港地区の区域を縦覧に供する。

平成十五年四月四日

川内港港湾管理者 青 森 県
代表者 青森県知事 木 村 守 男

一 臨港地区の区域

1 場所

下北郡川内町大字川内字川内、休所及び高野川の各一部

2 区域

(一) 川内地区

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

- の地点 三等三角点浜町（北緯四一度二二分一〇秒、東経一四〇度五九分三
四秒）から一九一度一六分三五秒六六四・七メートルの地点
- の地点 から二八度二七分〇〇秒七七・八メートルの地点
- の地点 から二三四度三三分五秒六一四・六メートルの地点
- の地点 から二八四度四四分五〇秒二四・七メートルの地点
- の地点 から二三度三一分〇二秒一一五・七メートルの地点
- の地点 から二九五度一五分二三秒二〇〇・〇メートルの地点
- の地点 から二八八度〇五分三三秒三二四・七メートルの地点
- の地点 から二〇五度〇一分一五秒一四九・八メートルの地点
- の地点 から二七五度〇五分二六秒七一・〇メートルの地点
- の地点 から一度四〇分四七秒二二二・〇メートルの地点
- の地点 から八七度〇八分三七秒七二・三メートルの地点
- の地点 から一〇〇度二八分一五秒六六・一メートルの地点

(二) 高野川地区

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結んだ線により囲まれた区域。

- の地点 三等三角点浜町（北緯四一度二二分一〇秒、東経一四〇度五九分三
四秒）から一二度四二分二八秒一七五三・八メートルの地点
- の地点 から一一度五八分四一秒四八・九メートルの地点
- の地点 から一三度二六分二九秒六四・三メートルの地点
- の地点 から二〇度四三分三三秒九五・三メートルの地点
- の地点 から二〇度四三分四二秒一四九・〇メートルの地点
- の地点 から二九六度五一分二一秒六五・二メートルの地点
- の地点 から二六度五七分二一秒八五・一メートルの地点
- の地点 から二九五度四三分五〇秒一四一・三メートルの地点

3 面積

九・五三ヘクタール

二 縦覧場所

青森県国土整備部港湾空港課
むつ県土整備事務所

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年四月四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 有限会社阿保建設
- 二 代表者の氏名 阿保 強
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡金木町大字川倉字七夕野八四の五八〇
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一一）第一四八六六号
- 五 取消年月日 平成十五年二月二十日
- 六 取消しに係る建設業の許可

七 取消しの原因となった事実
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可

平成十四年十二月二日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

建設業者の許可の取消し

建設業法（昭和二十四年法律第百号）第二十九条第一項の規定により、次のとおり建設業者の許可を取り消したので、同法第二十九条の五第一項の規定により公告する。

平成十五年四月四日

青森県知事 木 村 守 男

- 一 商号又は名称 福土建設興業
- 二 氏名 福土 四千雄
- 三 主たる営業所の所在地 北津軽郡金木町大字金木字玉水三三七の二
- 四 許可番号 青森県知事許可（般 一ニ）第三九五四号
- 五 取消年月日 平成十五年三月十三日
- 六 取消しに係る建設業の許可
土木、とび・土工、ほ装、水道施設工事業に係る一般建設業の許可
- 七 取消しの原因となった事業
平成十五年二月二十六日前記建設業者が前記の工事業を廃止したことが、届出により確認された。このことが、建設業法第二十九条第一項第四号の規定に該当する。

公 安 委 員 会

青森県公安委員会告示第十八号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第百二十二号）第二十条第四項の規定に基づく検定申請に係る次の遊技機の型式について、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第六条の規定による技術上の規格に適合すると認めためたので、同規則第九条第一項の規定

により告示する。

平成十五年四月四日

青森県公安委員会委員長 櫛 引 利 貞

遊技機の種類	型 式 名	製造業者又は輸入業者名
ぱちんこ遊技機	CRハイサイ娘。F	豊丸産業株式会社
"	CRハイサイ娘。M	"
"	CRハイサイ娘。S	"
"	CR三国遊義F	マルホン工業株式会社
"	CR三国遊義FX	"
"	CR三国遊義M	"
"	CRファイバーアラビアンナイ ツMXV	株式会社三共
"	CRファイバーアラビアンナイ ツJXV	"
回胴式遊技機	大ヤマトS	株式会社ダイドー

青 森 県	青森市長島二丁目一番一号	発行所・発行人
青森県	青森市古川二丁目七番五号 東奥印刷株式会社	印刷所・販売人

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二付十五円一銭